

◆年末調整では定額減税に注意～年調減税額～

1. 年調減税額の計算

令和6年分所得税について、定額減税が実施されています。年末調整の際には、年末調整時点の定額減税の額(年調減税額)を算出し、年間の所得税の計算を行います。年調減税額は下表の通りです。

居住者	一 納税者本人	→	30,000円	合計額
	一 同一生計配偶者	→	一人につき 30,000円	
	一 扶養家族	→		



国税庁HP

2. 年調年税額の計算

年調所得税額から年調減税額を差し引き、102.1%を乗じて年調年税額を計算します。

計算式：(合計所得税額－年調減税額)×102.1%＝年調年税額(復興特別所得税を含む)

3. 年調減税額の源泉徴収票への書き方

源泉徴収票下部にある「摘要」欄に、控除した年調減税額を記載します。

例：源泉徴収時所得税減税控除済額 100,000円、控除外額 20,000円

◆どうなる？今後の日本経済～新春経済講演会～

VUCAと呼ばれる予測不能な時代で日本経済はどこへ向かうのか。金利の変動、貿易摩擦、欧米経済、新興国市場の台頭など、私たちの日常生活に直結するこれからの経済動向について、多角的に解説します。

【日時】1月21日(火) 14:00～15:30

【場所】ホテルビアントス2階(鳥栖市酒井西町789-1)

【講師】BRICS経済研究所 代表
エコノミスト 門倉 貴史 氏

【定員】100名 【受講料】無料

【申込】1/14までにお電話又は、右のQRコードからお申し込み下さい。



◆12月の無料相談日のご案内*予約制です。ご希望の方は事前にご連絡下さい。

税務相談	12月 4日(水)・18日(水)	派遣税理士(天本税理士)
金融相談	12月 6日(金)	日本政策金融公庫国民生活事業
	12月 11日(水)	佐賀県信用保証協会
法律相談	12月 13日(金)	行政書士会、12月 20日(金)
	12月 27日(金)	県弁護士会
経営相談	12月 3日(火)・10日(火)・17日(火)・24日(火)	佐賀県よろず支援拠点
事業承継	12月 20日(金)	佐賀県事業承継・引継ぎ支援センター